

法律・制度 Monthly Review 2012.10

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
是枝 俊悟

[要約]

- 2012年10月の法律・制度に関する主な出来事と、10月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 10月は、日証協自主規制会議が「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」をとりまとめたこと（16日）、政府税制調査会における平成25年度税制改正大綱策定に向けた審議が開始されたこと（19日）、PTSを通じた株式取得について一定条件の下、TOB規制（いわゆる「5%ルール」）の対象外とする内閣府令等の改正が公布されたこと（31日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○10月のLegal and Tax Report 一覧	2
○10月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック1	
バーゼルⅢへの対応状況（2011年末時点）	5
○今月のトピック2	
いまさら人には聞けない	
外資規制（外国人株式保有制限）のQ&A	7
○レポート要約集	9
○10月の新聞・雑誌記事・TV等	12
○10月の大和総研ウェブサイトコラム	12

◇10月のLegal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
5日	いまさら人には聞けない 外資規制（外国人株式保有制限）のQ & A	横山 淳	その他法律	P. 13
	厚労省、雇用促進税制の拡充を要望 ～2013年度厚生労働省税制改正要望～	是枝 俊悟	税制	P. 12
	法律・制度 Monthly Review 2012.9 ～法律・制度の新しい動き～	是枝 俊悟	その他法律	P. 13
18日	バーゼルⅢへの対応状況（2011年末時点） ～BCBSによるモニタリング結果の公表 （第2回）：CVA導入がカギか～	鈴木 利光	金融制度	P. 7
	バーゼルⅢ規制の同等性評価（レベル2） ～日米欧の審査結果：邦銀の「国際統一基準行」の リスト（16行）公表も～	鈴木 利光	金融制度	P. 10
	国内のシステム上重要な銀行に係る枠組み ～BCBSによるD-SIBフレームワーク （最終）：2016年から追加資本賦課～	鈴木 利光	金融制度	P. 5
30日	自己株式取得に係る市場規制緩和の延長 ～2013年4月30日まで延長～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 2
	空売り規制強化、13年4月30日まで延長	横山 淳	金融商品 取引法	P. 3
31日	会社法制見直しの企業集団への影響	横山 淳	会社法	P. 16

◇10月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	<p>◇日証協、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正等を施行。</p> <p>◇厚生年金の保険料率が16.412%から16.766%に引き上げ（いずれも労使折半、10月の給与と天引き分より）。</p> <p>◇国民年金の後納制度が開始。2012年10月1日から2015年9月30日までに限り、過去10年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することが可能に。</p> <p>◇政府提出法案では10月分より年金支給額0.9%引き下げを予定していたが、法案未成立のため年金支給額は変わらず。</p> <p>◇地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例が適用。ガソリン1ℓあたり0.25円課税。</p> <p>◇10月に支給される児童手当（6～9月分）より、所得制限を適用開始。所得制限世帯は子ども1人あたり月5,000円の「当分の間の給付」に。</p> <p>◇バーゼル委、「バーゼルⅢの実施状況（レベル2審査）に関する評価報告書」を公表。</p>
3日	<p>◇金融庁と公認会計士・監査審査会、マレーシア監査監督委員会との間で、監査監督上の協力に関する書簡の交換を行う。</p>
4日	<p>◇会計検査院、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書「消費税の簡易課税制度について」を公表。多くの簡易課税制度適用者において、いわゆる益税が生じている状況を報告。</p>
5日	<p>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「石油価格報告機関に関する原則」を公表。</p>
8日	<p>◇バーゼル委、「バーゼルⅢ実施に向けた進捗状況に関する報告書」の第3版を公表。</p>
9日	<p>◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「マネー・マーケット・ファンド（MMF）に関する政策提言」と題する最終報告書を公表。</p> <p>◇金融庁、「ジョイント・フォーラムによる『金融コングロマリット監督諸原則』の公表について」を公表。</p>
11日	<p>◇バーゼル委、「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」を公表。</p>
12日	<p>◇金融庁、「AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制・監督等の見直し（案）に係る御意見の募集の結果及び『金融商品取引業等に関する内閣府令』等改正案の公表について」を公表（11月12日まで意見募集）。</p>
16日	<p>◇日証協自主規制会議、「インサイダー取引防止及び法人関係情報管理の徹底に向けた対応方針について」を取りまとめる。違反を行った証券会社に対する過怠金の上限引き上げや、重大違反者に対し復帰禁止とすることなど罰則の強化を検討。</p>
17日	<p>◇最高裁、2010年の参院選の「一票の格差」について違憲であると主張した有権者による選挙無効の訴えを棄却。一方、定数配分規定については「違憲状態」との判断を下す。</p> <p>◇財務省、アラブ首長国連邦との租税条約について基本合意に至った旨、公表。</p> <p>◇IAIS（保険監督者国際機構）、「グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）の政策措置」と題する市中協議文書を公表。</p> <p>◇金融庁、米国スワップ規制のクロスボーダー適用に関し、英国財務省・仏財務省・欧州委員会とともに、閣僚級の共同レターを、CFTC ゲンスラー委員長宛に発出。</p>
18日	<p>◇IFRS財団スタッフ、教育マテリアルの第1章「IFRS第9号『金融商品』の範囲内の相場価格のない資本性金融商品の公正価値の測定」のドラフトを公表。</p>
19日	<p>◇政府税制調査会、平成24年度第1回全体会合が開かれる。平成25年度税制改正大綱の策定に向けた審議が始まる。</p>
23日	<p>◇IFRS財団評議員会、IFRSに関するSEC最終スタッフ報告書についてのIFRS財団スタッフの分析を公表。</p>
24日	<p>◇金融庁、「『自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）』の公表について」を公表（11月7日まで意見募集）。</p>

24日	◇FSB（金融安定理事会）、「グローバルな LEI（取引主体識別子）イニシアチブに関する経過報告」の第3版を公表。
29日	<ul style="list-style-type: none"> ◇第181回臨時国会が開会。会期は11月30日までの33日間。 ◇東証グループ・大証、合併等について決議、合併等契約を締結。 ◇バーゼル委、「バーゼルⅢの実施状況に関するG20財務大臣・中央銀行総裁向け報告書」を公表。 ◇IOSCO（証券監督者国際機構）、「『商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則』の実施状況に関する報告書」を公表。 ◇FSB（金融安定理事会）の民間部門開示強化タスクフォース（EDTF）、報告書を公表。
31日	<ul style="list-style-type: none"> ◇金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等を公布・施行。PTSを通じた株式取得について一定条件の下、TOB規制（いわゆる「5%ルール」）の対象外に。 ◇有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令等を公布。空売り規制・自己株式取得に係る時限措置の期限を2012年10月から2013年4月に、6ヵ月延長。 ◇FSB（金融安定理事会）、「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する第4次進捗状況報告書」を公表。

◇今月のトピック 1

バーゼルⅢへの対応状況（2011 年末時点）

2012 年 10 月 18 日 鈴木 利光

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12101801financial.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。

図表 1 モニタリング対象となる銀行（金融機関）の数（規模別及び管轄別）

管轄	グループ1	グループ 2
オーストラリア	4	1
ベルギー	1	2
ブラジル	2	0
カナダ	6	2
中国	6	0
フランス	5	5
ドイツ	8	25
香港	0	7
インド	5	5
インドネシア	0	2
イタリア	2	11
日本	13	4
韓国	5	3
ルクセンブルク	0	1
メキシコ	0	7
オランダ	3	16
ロシア	0	1
サウジアラビア	3	0
シンガポール	3	0
南アフリカ	3	3
スペイン	2	4
スウェーデン	4	0
スイス	2	4
トルコ	6	0
英国	6	4
米国	13	0
計	102	107

(出所) BCBS 資料 (2012)

図表 2 資本水準（2011 年 12 月 31 日時点）

	バーゼルⅢ		グループ1		グループ2	
	最低所要水準 (a)	a+資本保全バッファ	現行規制ベース	バーゼルⅢベース	現行規制ベース	バーゼルⅢベース
CET1	4.5%	7.0%	10.4%	7.7% (7.1%)	10.4%	8.8% (8.3%)
Tier1	6.0%	8.5%	11.7%	8.0% (7.4%)	11.0%	9.2% (8.6%)
Total	8.0%	10.5%	14.2%	9.2% (8.6%)	14.3%	11.0% (10.6%)

(注) カッコ内は 2011 年 6 月 30 日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 3 資本不足額 (2011年12月31日時点)

(単位) 10億ユーロ

	グループ1	グループ2
最低所要水準		
CET1 - 4.5%	11.9 (38.8)	7.6 (8.6)
Tier1 - 6.0%	32.5 (66.6)	2.1 (7.3)
Total - 8.0%	100.2 (119.3)	4.1 (5.5)
最低所要水準+資本保全バッファ	(※)	
CET1 - 7.0%	374.1 (485.6)	21.7 (32.4)
Tier1 - 8.5%	219.3 (221.4)	11.9 (16.6)
Total - 10.5%	224.3 (223.2)	8.6 (11.6)
(※) G-SIFIsに対する資本サーチャージに対する資本不足額を含む		

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(出所) BCBS資料(2012)を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 4 リスクアセットの変動要因 (2011年12月31日時点)

		グループ1	グループ2
資本の定義	証券化エクスポージャー (※1)	4.2%増 (5.2%増)	2.2%増 (2.3%増)
	限度額控除 (※2)	2.6%増 (同左)	1.9%増 (同左)
	その他	1.4%減 (1.6%減)	0.3%減 (0.7%減)
カウンターパーティー・リスク (※3)		7.9%増 (6.6%増)	3.1%増 (2.2%増)
トレーディング勘定 (※4)		4.9%増 (5.2%増)	0.7%増 (0.5%増)
計		18.1%増 (19.4%増)	7.5%増 (6.3%増)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(※1) 証券化エクスポージャーは、バーゼルⅡでは「50:50控除」(Tier1から50%、Tier2から50%控除)とされていたが、バーゼルⅢでは1250%のリスクウェイトが課されることになっている。なお、BCBSによる説明では言及されていないが、バーゼル2.5により、再証券化エクスポージャーのリスクウェイトの引き上げも行われている。

(※2) バーゼルⅢでは、連結対象外の金融機関(銀行、保険等)の普通株式への重要な出資、モーゲージ・サービシング・ライツ、一時差異によって生じる繰延税金資産の3項目については、CET1の10%(及び3項目合計でCET1の15%)を限度として一部算入が認められる。

(※3) バーゼルⅢでは、信用評価調整(CVA)等によりカウンターパーティー・リスクの捕捉を強化している。

(※4) バーゼル2.5により、トレーディング勘定においては、デフォルト・リスク、格付遷移リスクの導入、ストレスVaRの加算、トレーディング勘定で保有している証券化エクスポージャーに対するリスクウェイトの引き上げがされている。

(出所) BCBS資料(2012)を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 5 CVA導入によるリスクアセットの変動 (2011年12月31日時点)

		グループ1	グループ2
サンプル数		81 (77)	70 (63)
信用リスクアセット (credit RWA)		10.2%増 (8.7%増)	4.0%増 (3.2%増)
モデル内訳	標準的リスク測定方式	5.3% (5.0%)	4.0% (3.2%)
	先進的リスク測定方式	4.8% (3.7%)	0.0% (同左)
総リスクアセット (total RWA) (※)		8.5%増 (7.3%増)	3.6%増 (2.9%増)
モデル内訳	標準的リスク測定方式	4.4% (4.2%)	3.6% (2.9%)
	先進的リスク測定方式	4.0% (3.1%)	0.0% (同左)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(※) 総リスクアセット (total RWA) = 信用リスクアセット + 市場リスクアセット + オペレーショナル・リスクアセット

(出所) BCBS資料(2012)を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

¹ バーゼル2.5の概要については、以下のレポートを参照されたい。

◆大和総研レポート「バーゼル2.5-市場リスク対応のための資本が増加」(金本悠希)[2012年1月13日]

図表 6 レバレッジ比率 (2011年12月31日時点)

	グループ1	グループ2	全体平均
レバレッジ比率	3.5% (3.4%)	4.4% (4.2%)	3.6% (3.5%)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 7 LCR (2011年12月31日時点)

	グループ1	グループ2
LCR	91% (90%)	98% (83%)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 8 NSFR (2011年12月31日時点)

	グループ1	グループ2
NSFR	98% (94%)	95% (94%)

(注) カッコ内は2011年6月30日時点の数字

(出所) BCBS 資料 (2012) を参考に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇今月のトピック 2

いまさら人には聞けない外資規制 (外国人株式保有制限) の Q & A

2012年10月5日 横山 淳

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12100502law-others.html>

※図表番号は、レポート本文の図表番号に対応している。紙面都合により、図表の掲載順を入れ替えた。

図表 2 個別業法に基づく外国人等が有する議決権割合の法定公告

航空法	1 / 4 以上となる場合、定時株主総会ごとに公告
放送法	15%以上となる場合、6ヶ月ごとに公告
日本電信電話法	(議決権や配当などの) 基準日から総務省令で定める日数 (14日) 前までに公告 (注)

(注) 基準日前に公告を行うことから、実務上、公告時点での直近の総株主通知に基づく数値が公告されている模様である。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

図表 1 個別業法に基づく主な外資規制（外国人株式保有制限）

	対象業者	制限割合	外国人等の範囲
航空法	本邦航空運送事業者 その持株会社 (航空法 120 条の 2)	1 / 3 (注 1)	①日本の国籍を有しない人 ②外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの ③外国の法令に基いて設立された法人その他の団体 (航空法 4 条 1 項 1 ~ 3 号)
放送法 電波法	基幹放送事業者 (放送法 116 条)	20% (注 1) (注 2)	①日本の国籍を有しない人 ②外国政府又はその代表者 ③外国の法人又は団体 ④次の (A) 及び (B) の要件を満たす法人又は団体 (注 3) (注 4) (A) ①~③に該当する者が単独で有する当該法人・団体の議決権の割合が 10%以上 (B) 当該法人・団体が有する対象業者の議決権の割合が 10%以上 (電波法 5 条 1 項 1 ~ 3 号、4 項 3 号口、放送法 93 条 1 項 6 号、159 条 2 項 5 号など)
	基幹放送局提供事業者 (放送法 125 条)		
	認定放送持株会社 (放送法 161 条)		
日本電信 電話法	日本電信電話株式会社 (日本電信電話法 6 条)	1 / 3	①日本の国籍を有しない人 ②外国政府又はその代表者 ③外国の法人又は団体 ④次の (A) 及び (B) の要件を満たす法人又は団体 (注 3) (A) ①~③に該当する者が単独で有する当該法人・団体の議決権の割合が 10%以上 (B) 当該法人・団体が有する対象業者の議決権の割合が 10%以上 (日本電信電話法 6 条)

(注 1) 上場株式等を発行している会社が対象。

(注 2) 衛星基幹放送又は移動受信地上基幹放送をする無線局免許を受けた基幹放送局提供事業者については、1 / 3 (電波法 5 条 1 項 4 号、放送法 125 条 1 項 1 号)

(注 3) 原則として、「①~③に該当する一の者が当該法人又は団体に有する議決権割合 (A) × 当該法人又は団体が保有する議決権割合 (B)」が規制対象とされる (電波法施行規則 6 条の 3 の 2、放送法施行規則 62 条、185 条、日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則 4 条)。

(注 4) 地上基幹放送を行う認定基幹放送事業者、特定地上基幹放送事業者、地上基幹放送をする無線局免許を受けた基幹放送局提供事業者、認定放送持株会社が対象。

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【5日】

いまさら人には聞けない外資規制（外国人株式保有制限）のQ&A

本稿では、航空法、放送法など個別業法による外資規制（外国人株式保有制限）に関する基本的な事項をQ&A形式で紹介する。

具体的な項目としては、個別業法による外資規制（外国人株式保有制限）とは何か、株主名簿の名義書換拒否の意味、配当の取扱いなどを取り上げた（なお、原則として、上場会社、上場株式を前提としている）。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12100502law-others.html>

<http://www.dir.co.jp/english/souken/research/report/macro/mlothers/12101501mlothers.html>

厚労省、雇用促進税制の拡充を要望 ～2013年度厚生労働省税制改正要望～

2012年9月12日に、厚生労働省の2013年度税制改正要望が公表された。

厚生労働省は、雇用促進税制の拡充、社会保険診療報酬の所得計算の特例の存続、医療に係る消費税の課税のあり方の検討、たばこに対する税の税率の引き上げなどを要望している。なお、厚生労働省は、配偶者控除の見直し、年金課税のあり方の検討についても要望しているが、これらは「主要事項」として政府全体で検討されるものと思われる。

今後、政府税制調査会や民主党税制調査会などで議論が行われ、年末に向けて改正内容が詰められていく。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/tax/12100501tax.html>

法律・制度 Monthly Review 2012.9

～法律・制度の新しい動き～

2012年9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

9月は、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が衆議院にて可決・成立したこと（6日）、各省庁の平成25年度税制改正要望が公表されたこと（12日）などが話題になった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/law-others/12100501law-others.html>

【18日】

バーゼルⅢへの対応状況（2011年末時点）

～BCBSによるモニタリング結果の公表（第2回）：CVA導入がカギか～

2012年9月20日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「2011年12月31日時点におけるバーゼルⅢモニタリングの結果」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で209である。その内訳は、グループ1（Tier1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））が102、グループ2（その他すべての銀行（金融機関））が107である。

普通株式等Tier1（CET1）に関しては、グループ1の95%が最低所要水準（4.5%）を、71%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。同じくグループ2では、93%が最低所要水準（4.5%）を、74%が最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）をクリアしている。

バーゼルⅢを適用することによる（現状からの）リスクアセット（分母）の変動要因としては、グループ1・2ともに、カウンターパーティー・リスクの捕捉強化が最たるものであり、それぞれリスクアセットを7.9%、3.1%増加させるという結果が出ている。

このカウンターパーティー・リスクの捕捉強化のうち、信用評価調整（CVA）の導入がもたらすリスクアセットへのインパクトは、グループ1・2の信用リスクアセットをそれぞれ11.9%、5.1%増加させるという結果が出ている。

こうしたカウンターパーティー・リスクの捕捉強化に関するモニタリング結果は、2011年6月30日時点のモニタリング結果を上回るものである。これは、特にCVAの導入について言えることだが、モニタリング対象となる銀行（金融機関）が保有しているOTCデリバティブの公正価値が毀損していることを意味する。

2013年1月（わが国は2013年3月末）からのバーゼルⅢ適用に向けて、銀行（金融機関）によっては、保有するOTCデリバティブ関連のエクスポージャーに対する何らかの対応が迫られるだろう。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12101801financial.html>

バーゼルⅢ規制の同等性評価（レベル2）

～日米欧の審査結果：邦銀の「国際統一基準行」のリスト（16行）公表も～

2012年10月1日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢの実施状況（レベル2審査）に関する評価報告書」を公表している。

このレベル2審査は、バーゼルⅢと各国規制の整合性を検証するためのものであり、今回の公表では、他のBCBSメンバー国（地域）に先んじて行われた日本、米国、欧州連合（EU）に対する審査の結果をまとめたものとなっている。

今回の審査では、（米国とEUはドラフト段階のため、結果は暫定であるものの、）日本のみがバーゼルⅢとの同等性評価に合格したという結果が出ている。

この結果自体は、これまでの各管轄におけるバーゼルⅢ規制策定の経過を観察してきた者にとっては、何ら驚くべきものではない。ただ、今回の審査結果は、米国とEU（とくにEU）が、日本と比べて、バーゼルⅢの実施を柔軟に考えているということが改めて認識されるきっかけとなったのではないだろうか。

なお、一点、日本への指摘で気にかかるのは、日本のバーゼルⅢ規制が、カウンターパーティー・リスク（CCR）計測手法としての期待エクスポージャー方式（IMM）を規定していないという指摘である。

このため、BCBSの指摘によれば、邦銀が信用評価調整（CVA）の算出にあたって先進的リスク測定方式を採用することは、実質的に不可能ということになる。

BCBSは、これまでにIMMを採用している邦銀は存在していないが、いくつかの邦銀が2年から5年のうちにIMMを採用することを示唆しているということから、日本の当局はCCR計測手法としてのIMMの規定の導入を迫られるだろうとしている。

また、今回の審査では、日本におけるバーゼルⅢ規制の適用対象となる「国際統一基準行」のリスト（16行）が公表されている。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12101802financial.html>

国内のシステム上重要な銀行に係る枠組み ～BCBSによるD-SIBフレームワーク（最終）：2016年から追加資本賦課～

2012年10月11日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「国内のシステム上重要な銀行の取扱いに関する枠組み」（D-SIBフレームワーク）に係る最終報告書を公表している。

D-SIBフレームワークは、BCBSが2011年11月4日に公表した、「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件に関する規則文書」（G-SIBフレームワーク）を補完するという位置づけがなされている。

そのため、BCBSは、D-SIBフレームワークの適用開始時期を、G-SIBフレームワークと合わせて、2016年1月からとしている。

D-SIBフレームワークの骨子は、「D-SIB特定メソッド」と「D-SIBに対する追加資本賦課（HLA）」の二つである。

D-SIBに該当するか否かは、(a) 規模、(b) 相互関連性、(c) 代替可能性、(d) 複雑性の4つの指針に基づいて判断する。G-SIBフレームワークとは異なり、これらの指標に具体的なウェイトの数値は提示されておらず、各国当局の裁量に委ねられている。

HLAへの算入が認められる金融商品は、G-SIBフレームワークと同様に、普通株式等Tier1（CET1）のみである。もっとも、HLAの数値は、G-SIBフレームワークのケース（CET1で1～2.5%追加）とは異なり、各国当局の裁量に委ねられている。

気になるのは、最初のD-SIBがいつごろに認定されるかである。D-SIBフレームワーク同様に2016年1月から適用が開始されるG-SIBフレームワークの場合、最初の（正式な）G-SIBは2014年11月に認定される予定となっている。これとの整合性を考えれば、最初のD-SIBが認定されるのも2014年11月であることが自然であろう。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/financial/12101803financial.html>

【30日】

自己株式取得に係る市場規制緩和の延長 ～2013年4月30日まで延長～

現在、相場操縦に関連した自己株式取得規制は、2012年10月31日まで緩和されている。

それをさらに2013年4月30日まで延長する方針が、10月24日、金融庁から公表された。

なお、緩和の内容は、(1) 1日の買付数量の上限を、直近4週間の1日平均売買高の25%から100%に引き上げ、(2) 引け前30分間の買付けを可能とするというものである。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12103001securities.html>

空売り規制強化、13年4月30日まで延長

2008年秋に一連の空売り規制強化が実施された。そのうち、Naked Short Sellingの受託禁止や空売りの残高情報（ポジション情報）の報告義務などについては、実質的に時限措置とされている。その期限は、数回の延長を経て、2012年10月31日までとされている。

2012年10月24日、金融庁は、これらの措置を2013年4月30日まで延長する方針を発表した。その結果、空売り規制強化措置は、更に6ヶ月間延長されることとなる。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/securities/12103002securities.html>

【31日】

会社法制見直しの企業集団への影響

2012年8月1日、法務省の法制審議会会社法制部会は、会社法改正に向けた「会社法制の見直しに関する要綱案」をとりまとめた。これを受けて、9月7日には、法制審議会の総会において、「会社法制の見直しに関する要綱」（「要綱」）が採択されている。

「要綱」は、「企業統治の在り方」と「親子会社に関する規律」が中心テーマとなっているだけに、企業集団におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制などに影響を及ぼすと考えられている項目も含まれている。

「社外取締役及び社外監査役に関する規律」において、親会社等の関係者は「社外」と認められなくなることに伴い、例えば、上場子会社における社外取締役・社外監査役の人選が問題となる可能性があるだろう。

「多重代表訴訟」の導入は、対象となる子会社の取締役等に、その業務執行等に当たり、より慎重な判断を要求する可能性があるだろう。

「子会社少数株主の保護」として、親子間の利益相反取引に関する情報開示義務が強化されることで、子会社におけるガバナンスの強化が必要となるだろう。

<http://www.dir.co.jp/souken/research/report/law-research/commercial/12103101commercial.html>

◇10月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (11月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.20「平成 25 年度税制改正要望項目 (金融証券税制)」	鳥毛 拓馬
毎日新聞 (10月19日付朝刊11面)	PTSに関する記事にコメント	横山 淳
ネットマネー (12月号)	社会保障・税一体改革による家計への 影響試算等を掲載	是枝 俊悟
テレビ東京「Mプラス」 (10月24日放送)	ライツ・イシューについてコメント	吉井 一洋

◇10月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
10月3日	証券会社の破綻処理に公的資金注入は必要か？ http://www.dir.co.jp/publicity/column/121003.html	鈴木 利光